

## 埼玉県サイクルツーリズムモデル事業業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉県サイクルツーリズムモデル事業業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和6年3月15日（金）まで

### 3 目的

埼玉県は、平野部だけでなく山間部もあり、魅力的な観光スポットも多数点在し、観光とサイクリングを楽しむ環境が整っている。

埼玉県の特色と魅力ある観光資源を活かし、埼玉県を巡るサイクルツーリズムを推進することにより、県内外からの誘客を図ることを目的とする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) サイクリングと体験型観光コンテンツを組み合わせたモデルコースの設定

ア 県が作成した「自転車みどころスポットを巡るルート100」を活用して観光スポット等と組み合わせたモデルコースを3本設定する。

イ モデルコースを設定するエリアは、都市部だけでなく、山間部や川沿いなどバリエーションを持たせるとともに、1コースは宿泊を伴うものとする。

ウ エリアの選定は、受託者の提案をベースに最終的には県との協議の上で決定する。

エ サイクリング愛好者向けのコースだけでなく、レンタサイクルを活用したポタリングのコースなど複数の切り口でモデルコースを設定する。

オ 各コースには、観光スポット、体験コンテンツ、飲食店や土産店等を必ず含め、サイクリングによる観光消費を促すものとする。

カ ターゲットはサイクリング愛好者層に限らず、例えばファミリー層、旅好き女子層など複数設定するものとする。

#### (2) モニターツアーの実施

(1) で設定したコースについて、サイクリング愛好者層を中心とする一般客や旅行会社等を対象としたモニターツアーの企画、調整、手配、運営等一切の業務を行う。

##### ア 実施回数等

- ・ 3回（上記で設定した1コースにつき1回）
- ・ モニターの参加費は無料とする。
- ・ 招聘費用の発生するインフルエンサー等を活用する場合は、インフルエンサー

等経費として見積りに含むこと。

イ モニターの募集、人数等

- ・参加人数は各回概ね5名程度（参加者が安全にサイクリングを楽しめるよう、サイクリングガイド等が走行管理の可能な人数にすること）。
- ・募集の方法については、事業者からの提案とする。

ウ アンケート調査

- ・参加者にアンケート調査を行い、分析を行う。
- ・アンケートの調査項目については、事業者の提案に基づき県と協議の上決定する。
- ・アンケート結果については、県全体の観光施策の充実のため市町村・DMO等に共有し活用するものとする。

エ 安全管理

- ・訪問先との事前打ち合わせ及び現地確認を行い、モニターツアーの内容、立ち寄り場所、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ・事故や自然災害などの緊急事態は発生した場合に備え、関係団体への緊急連絡を含めた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

オ その他

- ・ツアー後、参加者にはツアーの体験記をSNS等で発信するようフォローアップすること。
- ・予定していたツアーがやむを得ない事由により開催できない場合には、すみやかに担当者に報告し、担当者の指示に従うこと。

(3) 広報資材の作成

ア (1) の内容がわかるマップなどの素材や(2) の様子がわかる写真や動画等を撮影し、持続的な実施が可能な旅行商品開発のための広報資材として作成し、県に納品する。

イ モニターツアー参加者に対し、写真・動画の撮影をし、その成果物は埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」への掲載をはじめ、旅行会社や市町村、観光協会への提供など幅広く使用する旨を伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

(4) 広報

ア (1) や(2) の実施について、幅広く人々に知らしめるため自転車系インフルエンサーを活用するなど、効果的な広報を実施する。

イ その他効果的な広報手法がある場合は、独自に提案すること。

(5) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

(6) その他

本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に関する著作権等は、原則としてすべて県に帰属する。
- (4) 成果物は、県が自由に二次利用（加工。ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (5) 第三者への使用許諾は、埼玉県の自転車観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、埼玉県が行うものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 各業務にかかる一切の経費（人件費、交通費等）は全て本業務の契約金額に含むものとする。ただし、モニターツアー参加者の交通費は除く。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与

- えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
  - (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
  - (9) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955